

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和4年8月12日

新潟県知事 花角 英世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 SUPER CENTER PLANT-5 刈羽店
所在地 刈羽郡刈羽村大字刈羽字大谷地3889番地 外
設置者 新潟県刈羽郡刈羽村

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

- ・株式会社 P L A N T
(変更前) 午前9時00分から午後10時00分
(変更後) 午前7時00分から午後10時00分

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

- ・駐車場1
(変更前) 午前8時30分から午後10時30分
(変更後) 午前6時30分から午後10時30分
- ・駐車場2
(変更前) 午前8時30分から午後10時30分
(変更後) 午前6時30分から午後10時30分

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

- (変更前) 7箇所
(変更後) 8箇所

3 変更年月日

令和4年8月1日

4 変更の理由

来店者の要望により、開店時刻の繰り上げを行うとともに、諸施設の配置計画の変更に伴い出入口を1箇所設置するため。

5 届出年月日

令和4年7月29日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課
(なお、刈羽村産業政策課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

令和4年8月12日から令和4年12月12日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

地域産業振興課 小規模企業支援係

電話 025-280-5235

Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp